



島根県報

令和7年3月31日（月）

号外 第 3 6 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

知事の職務代理者の順序に関する規則の一部を改正する規則	（人 事 課）	4
行政権限委任規則の一部を改正する規則	（ ” ）	4
島根県事務決裁規則の一部を改正する規則	（ ” ）	9
島根県行政組織規則の一部を改正する規則	（ ” ）	10

【訓 令】

島根県職員服務規程の一部改正	（人 事 課）	13
----------------	---------	----

【教委規則】

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則	（教育庁総務課）	13
-----------------------	----------	----

【教委訓令】

島根県教育委員会公文書管理規程の一部改正	（教育庁総務課）	15
----------------------	----------	----

【教育長訓令】

教育事務決裁規程の一部改正	（教育庁総務課）	15
---------------	----------	----

公布された条例等のあらまし

◇知事の職務代理者の順序に関する規則の一部を改正する規則（規則第49号）

1 規則の概要

副知事に事故があるとき又は副知事が欠けたときにおいて知事の職務を代理する部長の職にある職員の順序は、島根県部設置条例第2条に掲げる部の順序とすることとした。

2 施行期日

令和7年4月1日から施行することとした。

◇行政権限委任規則の一部を改正する規則（規則第50号）

1 規則の概要

(1) 知事の権限に属する次の権限を新たに地方機関の長に委任することとした。

ア 海岸法に基づく次の権限

(ア) 海岸保全区域内において発生した船舶の沈没等に起因して海岸保全施設等が損傷等され、又は損傷等されるおそれがあり、当該損傷等が海岸の保全に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める場合において、当該沈没等した船舶の船舶所有者に対し、当該船舶の除却その他当該損傷等の防止のため必要な措置を命ずる等の処分等を行うこと。

(イ) 工事等の原因者に海岸保全施設等の工事又は維持に要する費用を負担させること。

イ 漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づく次の権限

(ア) 漁港の区域内の水域等における工作物の建設等の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、工作物等の改築等若しくは原状回復等を命ずること又は漁港に及ぼすおそれのある危害を防止するために必要な施設の設置その他の措置をとることを命ずること。

(イ) (ア)の必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときに必要な措置を行い、又は行わせること。

(ウ) (イ)により工作物等を除却し、又は除却させた場合に、当該工作物等を保管すること。

(エ) (ウ)により保管した工作物等が滅失等するおそれがある場合等に、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管すること。

(オ) (エ)による工作物等の売却につき買受人がない場合において、評価した当該工作物等の価額が著しく低いときに、保管した工作物等を廃棄すること。

ウ 島根県漁港管理条例に基づく次の権限

工作物の新築等の承認又は甲種漁港施設の占用等の許可を取り消し、その条件の変更、その行為の中止、工作物等の改築等若しくは原状回復等を命ずること。

エ 河川法に基づく次の権限

(ア) 工事等の原因者に河川工事又は河川の維持に要する費用を負担させること。

(イ) 法令の規定に違反した者等に対し、必要な措置を行い、又は行わせること。

(ウ) (イ)の必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときに、除却し、又は除却させた工作物を保管すること。

(エ) (ウ)により保管した工作物等が滅失等するおそれがある場合等に、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管すること。

(オ) (エ)による工作物等の売却につき買受人がない場合において、評価した当該工作物等の価額が著しく低いときに、保管した工作物を廃棄すること。

オ 港湾法に基づく次の権限

(ア) 港湾法の規定に違反した者等に対し、工事その他の行為の中止等を命ずること又は港湾区域等の区域内にお

ける許可の取消等を行うこと。

- (イ) 港湾法の規定に違反した者等に対し、必要な措置を行い、又は行わせること。
- (ウ) (イ)により撤去した又は撤去させた工作物等を保管すること。
- (エ) (ウ)により保管した工作物等が滅失等するおそれがある場合等に、当該保管した工作物等を売却し、その売却した代金を保管すること。
- (オ) (エ)による工作物等の売却につき買受人がない場合において、評価した当該工作物等の価額が著しく低いときに、保管した工作物等を廃棄すること。

カ 住宅宿泊事業法に基づく次の権限

- (ア) 住宅宿泊事業を営む旨の届出の受理
- (イ) 住宅宿泊事業の変更又は廃止の届出の受理
- (ウ) 住宅宿泊事業者に対する宿泊者名簿の提出の要求
- (エ) 住宅宿泊事業者からの定期報告の受理
- (オ) 住宅宿泊事業者に対する業務改善命令
- (カ) 住宅宿泊事業者に対する業務停止命令又は事業廃止命令
- (キ) (カ)の命令をした旨の通知
- (ク) 住宅宿泊事業者に対する報告の徴収又は立入検査若しくは質問
- (ケ) 住宅宿泊管理業者に対する業務改善命令
- (コ) 住宅宿泊管理業者に対する報告の徴収又は立入検査若しくは質問

キ 住宅宿泊事業法施行規則に基づく次の権限

住宅宿泊事業の開始に係る届出番号の通知

ク 島根県住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例に基づく次の権限

- (ア) 住宅宿泊事業の実施に係る申請の受理
- (イ) 住宅宿泊事業の実施に係る市町村長への意見の求め

ケ 住宅宿泊事業法施行細則に基づく次の権限

住宅宿泊事業の実施の制限等に係る通知

コ その他の権限

工事の施行に伴い取得する土地に係る特定不能土地等管理者による管理を命ずる処分を地方裁判所へ申し立てること。

(2) その他規定の整理

2 施行期日

令和7年4月1日から施行することとした。

◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則（規則第51号）

1 規則の概要

- (1) 令和7年度組織改正に伴う規定の整備
- (2) 事務の新設及び廃止、その他法令改正等に伴う所要の改正

2 施行期日

令和7年4月1日から施行することとした。

◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第52号）

1 規則の概要

- (1) 令和7年度組織改正を次のように行うこととした。

ア 本庁

部	課等	改正の概要
防災部	原子力安全対策課	「原子力安全監視室」を設置
地域振興部	交通対策課	「航空対策室」を設置
土木部	技術管理課	「長寿命化推進室」を廃止し、「建設DX推進室」を設置

イ 地方機関

部	事務所等	改正の概要
総務部	西部県民センター	「石見地域振興部」及び「商工観光部」を改組し、「石見地域振興部（地域・商工・観光）」を設置

(2) その他所要の改正

2 施行期日

令和7年4月1日から施行することとした。

規 則

知事の職務代理者の順序に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第49号

知事の職務代理者の順序に関する規則の一部を改正する規則

知事の職務代理者の順序に関する規則（昭和26年島根県規則第29号）の一部を次のように改正する。

本則中「部長（法第158条第1項の規定に基づく内部組織として置かれる部の長をいう。）の職にある職員とし、その順序は、次の通りとする」を「島根県部設置条例（平成15年島根県条例第16号）第2条に掲げる部の長の職にある職員とし、その順序は、同条に掲げる部の順序とする」に改め、本則各号を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第50号

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則（昭和31年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表支庁の部5の項第1号中「第11号」を「第19号」に改め、同項第4号中「第2項」の次に「（第37条の8において準用する場合を含む。）」を加え、「第1号及び第2号の許可の取消し等の監督処分をすること」を「処分をし、又は必要な措置を命ずること（支庁長の権限に属するものに限る。）」に改め、同項第16号中「第11号及び第12号」を「第13号及び第14号」に、「第5号」を「第10号」に改め、同号を同項第21号とし、同項中第15号を削り、第14号を第20号とし、第13号を第19号とし、第12号を第18号とし、同項第11号中「土石採取料」の次に「等」を加え、同号を同項第17号とし、同項中第10号を第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

(16) 第31条の規定により、工事等の原因者に海岸保全施設等の工事又は維持に要する費用を負担させること。

別表支庁の部5の項中第9号を第14号とし、第8号を第13号とし、同項第7号中「規定」の次に「（第37条の8において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同項第12号とし、同項第6号中「堤防」を「護岸」に、「第10号」を「第15号」に改め、同号を同項第11号とし、同項中第5号を第10号とし、第4号の次に次の5号を加える。

(5) 第12条第3項（第37条の8において準用する場合を含む。）の規定により、必要な措置を命ずること。

(6) 第12条第4項（第37条の8において準用する場合を含む。）の規定により、必要な措置を行い、又は行わせること。

(7) 第12条第5項（第37条の8において準用する場合を含む。）の規定により、他の施設等を保管すること。

(8) 第12条第7項（第37条の8において準用する場合を含む。）の規定により、保管した他の施設等を売却し、その売却した代金を保管すること。

(9) 第12条第8項（第37条の8において準用する場合を含む。）の規定により、保管した他の施設等を廃棄すること。

別表支庁の部14の項に次の5号を加える。

(5) 第39条の2第1項又は第2項の規定により、第2号の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、工作物等の改築等若しくは原状回復等を命ずること又は漁港に及ぼすおそれのある危害を防止するために必要な施設の設置その他の措置をとることを命ずること。

(6) 第39条の2第4項の規定により、必要な措置を行い、又は行わせること。

(7) 第39条の2第5項の規定により、除却し、又は除却させた工作物等を保管すること。

(8) 第39条の2第7項の規定により、保管した工作物等を売却し、その売却した代金を保管すること。

(9) 第39条の2第8項の規定により、保管した工作物等を廃棄すること。

別表支庁の部16の項に次の1号を加える。

(16) 第16条又は第17条第1項の規定により、第2号の承認又は第10号の許可を取り消し、その条件の変更、その行為の中止、工作物等の改築等若しくは原状回復等を命ずること。

別表支庁の部29の項中第32号を第37号とし、第27号から第31号までを5号ずつ繰り下げ、第26号を第27号とし、同号の次に次の4号を加える。

(28) 第75条第3項の規定により、必要な措置を行い、又は行わせること。

(29) 第75条第4項の規定により、工作物を保管すること。

(30) 第75条第6項の規定により、保管した工作物を売却し、その売却した代金を保管すること。

(31) 第75条第7項の規定により、保管した工作物を廃棄すること。

別表支庁の部29の項中第25号を第26号とし、第24号を第25号とし、第23号の次に次の1号を加える。

(24) 第67条の規定により、工事等の原因者に河川工事又は河川の維持に要する費用を負担させること。

別表支庁の部36の項に次の5号を加える。

(11) 第56条の4第1項の規定により、工事その他の行為の中止、工作物若しくは船舶その他の物件の改築、移転若しくは撤去、工事その他の行為若しくは工作物等により生じた若しくは生ずべき障害を除去し、若しくは予防するため必要な施設の設置その他の措置をとることは又は原状の回復を命ずること又は第3号の許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たな条件を付すこと（支庁長の権限に属するものに限る。）。

(12) 第56条の4第2項の規定により、必要な措置を行い、又は行わせること。

(13) 第56条の4第3項の規定により、撤去した又は撤去させた工作物等を保管すること。

(14) 第56条の4第5項の規定により、保管した工作物等を売却し、その売却した代金を保管すること。

(15) 第56条の4第6項の規定により、保管した工作物等を廃棄すること。

別表支庁の部59の項第11号中「所有者不明建物管理人」の次に「並びに特定不能土地等管理者」を加える。

別表保健所の部13の項第2号中「、同条第3項の規定による検査の実施」を削り、同項第3号中「、同条第5項の規定による検査の実施」を削り、同項第6号中「、同条第7項の規定による検査の実施」を削り、同項第14号、第15号及び第

28号中「、同条第5項の規定による検査の実施」を削り、同部46の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削り、同部に次の4項を加える。

71 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）	(1) 第3条第1項の規定による住宅宿泊事業を営む旨の届出の受理 (2) 第3条第4項の規定による住宅宿泊事業の変更の届出の受理 (3) 第3条第6項の規定による住宅宿泊事業の廃止の届出の受理 (4) 第8条第1項の規定による宿泊者名簿の提出の要求 (5) 第14条の規定による定期報告の受理 (6) 第15条の規定による住宅宿泊事業者に対する業務改善命令 (7) 第16条第1項の規定による住宅宿泊事業者に対する業務停止命令 (8) 第16条第2項の規定による住宅宿泊事業者に対する事業廃止命令 (9) 第16条第3項の規定による前2号の命令をした旨の通知 (10) 第17条第1項の規定による住宅宿泊事業者に対する報告の徴収又は立入検査若しくは質問 (11) 第41条第2項の規定による住宅宿泊管理業者に対する業務改善命令 (12) 第45条第2項の規定による住宅宿泊管理業者に対する報告の徴収又は立入検査若しくは質問
72 住宅宿泊事業法施行規則（平成29年厚生労働省令・国土交通省令第2号）	(1) 第4条第7項の規定による届出番号の通知
73 島根県住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例（平成30年島根県条例第29号）	(1) 第2条第3項に規定する住宅宿泊事業の実施に係る申請の受理 (2) 第2条第4項の規定により、市町村長へ意見を求めること。
74 住宅宿泊事業法施行細則（平成30年島根県規則第69号）	(1) 第4条の規定による住宅宿泊事業の実施の制限等に係る通知

別表保健環境科学研究所の部1の項第6号中「第44条の3の2第3項」を「第44条の3の5第3項」に改め、同項第9号中「第50条の3第3項」を「第50条の6第3項」に改め、同部2の項第1号中「（松江保健所、雲南保健所、出雲保健所又は隠岐保健所が命令をしたものに限る。）」を削り、同項第2号中「（松江保健所、雲南保健所、出雲保健所又は隠岐保健所が採取したものに限る。）」を削る。

別表農林水産振興センターの部8の項に次の5号を加える。

- (5) 第39条の2第1項又は第2項の規定により、第2号の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、工作物等の改築等若しくは原状回復等を命ずること又は漁港に及ぼすおそれのある危害を防止するために必要な施設の設置その他の措置をとることを命ずること。
- (6) 第39条の2第4項の規定により、必要な措置を行い、又は行わせること。
- (7) 第39条の2第5項の規定により、除却し、又は除却させた工作物等を保管すること。
- (8) 第39条の2第7項の規定により、保管した工作物等を売却し、その売却した代金を保管すること。
- (9) 第39条の2第8項の規定により、保管した工作物等を廃棄すること。

別表農林水産振興センターの部10の項に次の1号を加える。

- (16) 第16条又は第17条第1項の規定により、第2号の承認又は第10号の許可を取り消し、その条件の変更、その行為の

中止、工作物等の改築等若しくは原状回復等を命ずること。

別表農林水産振興センターの部12の項第4号中「、第1号及び第2号の許可の取消し等の監督処分をすること」を「処分をし、又は必要な措置を命ずること（農林水産振興センター所長の権限に属するものに限る。）」に改め、同項第10号中「第5号」を「第10号」に改め、同号を同項第19号とし、同項中第9号を第18号とし、同項第8号中「土石採取料」の次に「等」を加え、同号を同項第17号とし、同項中第7号を第14号とし、同号の次に次の2号を加える。

(15) 第30条の規定により、兼用工作物の管理に要する費用の負担について他の工作物の管理者と協議して定めること。

(16) 第31条の規定により、工事等の原因者に海岸保全施設等の工事又は維持に要する費用を負担させること。

別表農林水産振興センターの部12の項第6号中「第18条第1項」の次に「、第2項」を加え、同号を同項第13号とし、同項中第5号を第10号とし、同号の次に次の2号を加える。

(11) 第15条の規定により、兼用工作物（道路を兼ねる護岸に限る。第15号において同じ。）の工事等について協議すること。

(12) 第16条第1項の規定により、工事原因者に工事の施行等をさせること。

別表農林水産振興センターの部12の項第4号の次に次の5号を加える。

(5) 第12条第3項の規定により、必要な措置を命ずること。

(6) 第12条第4項の規定により、必要な措置を行い、又は行わせること。

(7) 第12条第5項の規定により、他の施設等を保管すること。

(8) 第12条第7項の規定により、保管した他の施設等を売却し、その売却した代金を保管すること。

(9) 第12条第8項の規定により、保管した他の施設等を廃棄すること。

別表県土整備事務所の部13の項中第33号を第38号とし、第28号から第32号までを5号ずつ繰り下げ、第27号を第28号とし、同号の次に次の4号を加える。

(29) 第75条第3項の規定により、必要な措置を行い、又は行わせること。

(30) 第75条第4項の規定により、工作物を保管すること。

(31) 第75条第6項の規定により、保管した工作物を売却し、その売却した代金を保管すること。

(32) 第75条第7項の規定により、保管した工作物を廃棄すること。

別表県土整備事務所の部13の項中第26号を第27号とし、第25号を第26号とし、第24号の次に次の1号を加える。

(25) 第67条の規定により、工事等の原因者に河川工事又は河川の維持に要する費用を負担させること。

別表県土整備事務所の部16の項第1号中「第11号」を「第19号」に改め、同項第4号中「第2項」の次に「（第37条の8において準用する場合を含む。）」を加え、「、第1号及び第2号の許可の取消し等の監督処分をすること」を「処分をし、又は必要な措置を命ずること（県土整備事務所長の権限に属するものに限る。）」に改め、同項第16号中「第11号及び第12号」を「第13号及び第14号」に、「第5号」を「第10号」に改め、同号を同項第21号とし、同項中第15号を削り、第14号を第20号とし、第13号を第19号とし、第12号を第18号とし、同項第11号中「土石採取料」の次に「等」を加え、同号を同項第17号とし、同項中第10号を第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

(16) 第31条の規定により、工事等の原因者に海岸保全施設等の工事又は維持に要する費用を負担させること。

別表県土整備事務所の部16の項中第9号を第14号とし、第8号を第13号とし、同項第7号中「規定」の次に「（第37条の8において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同項第12号とし、同項第6号中「堤防」を「護岸」に、「第10号」を「第15号」に改め、同号を同項第11号とし、同項中第5号を第10号とし、第4号の次に次の5号を加える。

(5) 第12条第3項（第37条の8において準用する場合を含む。）の規定により、必要な措置を命ずること。

(6) 第12条第4項（第37条の8において準用する場合を含む。）の規定により、必要な措置を行い、又は行わせること。

(7) 第12条第5項（第37条の8において準用する場合を含む。）の規定により、他の施設等を保管すること。

(8) 第12条第7項（第37条の8において準用する場合を含む。）の規定により、保管した他の施設等を売却し、その売却した代金を保管すること。

(9) 第12条第8項（第37条の8において準用する場合を含む。）の規定により、保管した他の施設等を廃棄すること。
別表県土整備事務所の部25の項に次の5号を加える。

- (11) 第56条の4第1項の規定により、工事その他の行為の中止、工作物若しくは船舶その他の物件の改築、移転若しくは撤去、工事その他の行為若しくは工作物等により生じた若しくは生ずべき障害を除去し、若しくは予防するため必要な施設の設置その他の措置をとること又は原状の回復を命ずること又は第3号の許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たな条件を付すこと（県土整備事務所長の権限に属するものに限る。）。
- (12) 第56条の4第2項の規定により、必要な措置を行い、又は行わせること。
- (13) 第56条の4第3項の規定により、撤去した又は撤去させた工作物等を保管すること。
- (14) 第56条の4第5項の規定により、保管した工作物等を売却し、その売却した代金を保管すること。
- (15) 第56条の4第6項の規定により、保管した工作物等を廃棄すること。

別表県土整備事務所の部54の項第5号、同表浜田河川総合開発事務所の部6の項第5号、同表出雲空港管理事務所の部4の項第5号及び同表宍道湖流域下水道事務所の部15の項第5号中「所有者不明建物管理人」の次に「並びに特定不能土地等管理者」を加える。

別表浜田港湾振興センターの部4の項第3号中「（第37条の8において準用する場合を含む。）」を削り、同項第4号中「、第1号及び第2号の許可の取消し等の監督処分をすること」を「処分をし、又は必要な措置を命ずること（浜田港湾振興センター所長の権限に属するものに限る。）」に改め、同項第13号中「許可」の次に「並びに第10号の承認」を加え、同号を同項第19号とし、同項中第12号を第18号とし、同項第11号中「土石採取料」の次に「等」を加え、同号を同項第17号とし、同項中第10号を第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (16) 第31条の規定により、工事等の原因者に海岸保全施設等の工事又は維持に要する費用を負担させること。

別表浜田港湾振興センターの部4の項中第9号を第14号とし、同項第8号中「（第37条の8において準用する場合を含む。）」を削り、同号を同項第13号とし、同項中第7号を第12号とし、同項第6号中「堤防」を「護岸」に、「第10号」を「第15号」に改め、同号を同項第11号とし、同項中第5号を第10号とし、第4号の次に次の5号を加える。

- (5) 第12条第3項の規定により、必要な措置を命ずること。
- (6) 第12条第4項の規定により、必要な措置を行い、又は行わせること。
- (7) 第12条第5項の規定により、他の施設等を保管すること。
- (8) 第12条第7項の規定により、保管した他の施設等を売却し、その売却した代金を保管すること。
- (9) 第12条第8項の規定により、保管した他の施設等を廃棄すること。

別表浜田港湾振興センターの部8の項中第10号を第15号とし、第9号を第14号とし、第8号の次に次の5号を加える。

- (9) 第56条の4第1項の規定により、工事その他の行為の中止、工作物若しくは船舶その他の物件の改築、移転若しくは撤去、工事その他の行為若しくは工作物等により生じた若しくは生ずべき障害を除去し、若しくは予防するため必要な施設の設置その他の措置をとること又は原状の回復を命ずること又は第3号の許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たな条件を付すこと（浜田港湾振興センター所長の権限に属するものに限る。）。
- (10) 第56条の4第2項の規定により、必要な措置を行い、又は行わせること。
- (11) 第56条の4第3項の規定により、撤去した又は撤去させた工作物等を保管すること。
- (12) 第56条の4第5項の規定により、保管した工作物等を売却し、その売却した代金を保管すること。
- (13) 第56条の4第6項の規定により、保管した工作物等を廃棄すること。

別表浜田港湾振興センターの部20の項第5号中「所有者不明建物管理人」の次に「並びに特定不能土地等管理者」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第51号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第23号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第15条第 1 項の表部長の項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第10号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表第 1 第13号局長等専決事項の欄中「、地域医療対策監」を削る。

別表第 2 総務部の表人事課の項第 8 号部長専決事項の欄の(2)中「、地域医療対策監」を削る。

別表第 2 健康福祉部の表高齢者福祉課の項第 2 号部長専決事項の欄の(29)から(33)までを削り、同表障がい福祉課の項に次の 1 号を加える。

7 医療法（昭和23年法律第205号）の施行に関する事務		(1) 法第30条の12の 6 第 8 項の規定により、協定締結病院等の管理者に対し、当該協定に基づく措置をとるべきことを勧告すること。 (2) 法第30条の12の 6 第 9 項の規定により、勧告に従わない協定締結病院等の管理者に対し、当該協定に基づく措置をとるべきことを指示すること。 (3) 法第30条の12の 6 第10項の規定により、協定締結病院等の管理者が指示に従わなかったときは、その旨を公表すること。
------------------------------	--	---

別表第 2 健康福祉部の表薬事衛生課の項第 6 号事務の種類欄中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改め、同号部長専決事項の欄の(1)中「第18条」を「第12条の 6 第 1 項」に、「大麻取扱者の免許を取り消す」を「第一種大麻草採取栽培者の免許を取り消し、又は期間を定めて、大麻草の栽培の中止を命ずる」に改め、同項中第22号を削り、第23号を第22号とし、第24号を第23号とする。

別表第 2 農林水産部の表水産課の項第 7 号部長専決事項の欄の(6)及び同項第 8 号部長専決事項の欄の(3)を削る。

別表第 2 土木部の表用地対策課の項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、第 7 号を削り、同表河川課の項第 1 号部長専決事項の欄の(23)中「 8 から10まで及び14」を「(9)から(11)まで及び(15)」に改め、同表都市計画課の項に次の 1 号を加える。

8 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の施行に関する事務		(1) 法第10条第 1 項の規定により、宅地造成等工事規制区域を指定すること。
---	--	---

別表第 2 土木部の表建築住宅課の項第 3 号部長専決事項の欄の(2)中「第 6 条第 1 項第 4 号」を「第 6 条第 1 項第 3 号」に改め、同項第12号部長専決事項の欄の(1)中「第14条第 1 項」を「第13条第 1 項」に改め、同欄の(2)中「第14条第 2 項」を「第13条第 2 項」に改め、同欄の(3)及び(4)を削り、同欄の(5)中「第38条」を「第33条」に改め、同欄中(5)を(3)とし、同

欄の(6)中「第39条」を「第34条」に、「第35条第1項」を「第30条第1項」に改め、同欄中(6)を(4)とし、(7)を削る。

別表第5支庁及び県民センターの項第1号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「、島根県事業承継新事業活動等支援事業」を「及び島根県事業承継新事業活動等支援事業」に改め、「及び資源循環型技術経営支援事業」を削り、同項第6号を削り、同表保健所の項第13号事務の種類の欄中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改め、同号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「第21条第1項」を「第22条の3第1項」に改め、「大麻」の次に「、大麻草の種子若しくは麻薬」を加え、同表支庁及び農林水産振興センターの項第11号を削り、同項第12号地方機関の長専決事項の欄の(10)中「第6条、第8条及び第14条」を「第7条、第9条及び第17条」に改め、同号を同項第11号とし、同項中第13号を第12号とし、第14号から第19号までを1号ずつ繰り上げ、同項第20号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「、集落営農体制強化スピードアップ事業（島根県農業再生協議会が補助事業者となるものを除く。）、生活環境を守る森づくり事業」を削り、同号を同項第19号とし、同項中第21号を第20号とし、第22号から第31号までを1号ずつ繰り上げ、同表支庁及び県土整備事務所の項第19号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「第8条」を「第7条」に改め、同欄の(2)中「第12条第1項」を「第11条第1項」に改め、同欄の(3)中「第12条第3項」を「第11条第3項」に改め、同欄の(4)中「第13条第2項」を「第12条第2項」に改め、同欄の(5)中「第13条第4項」を「第12条第4項」に改め、同欄の(6)及び(7)を削り、同欄の(8)中「第17条第1項」を「第15条第1項」に、「対し、特定建築物」を「対し、建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物」に、「特定建築物等」を「当該建築物等」に改め、同欄中(8)を(6)とし、(9)から(13)までを削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第52号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第5項の表原子力安全対策課の項中「原子力防災対策室」を「原子力安全監視室、原子力防災対策室」に改め、同表交通対策課の項中「萩・石見空港利用促進対策室」を「航空対策室、萩・石見空港利用促進対策室」に改め、同表技術管理課の項中「長寿命化推進室」を「建設DX推進室」に改める。

第14条第1項の表防災部の部原子力安全対策課の項第2号中「に係る」を「の安全監視及び」に改め、「及び広報」を削り、「こと」の次に「（原子力安全監視室）」を加え、同表地域振興部の部交通対策課の項第7号中「こと」の次に「（航空対策室）」を加え、同表土木部の部技術管理課の項第8号中「長寿命化推進室」を「建設DX推進室」に改め、同項に次の1号を加える。

(9) インフラDXの推進に関すること（建設DX推進室）。

第14条第1項の表土木部の部用地対策課の項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、第14号を第13号とし、第15号を削り、同部都市計画課の項に次の1号を加える。

(14) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の施行に関すること。

第16条第3項の表部又は局の項中

「

技監	上司の命を受け、部又は局の事務のうち、特定の重要な施策に係る技術に関する事務を掌理する。
医療統括監	
地域医療対策監	

を

」

「

技監	上司の命を受け、部又は局の事務のうち、特定の重要な 施策に係る技術に関する事務を掌理する。
医療統括監	

に改める。

」

第22条第2項の表東部県民センターの部納税部の項中「納税第一課、納税第二課」を「納税課」に改め、同表西部県民センターの部中

「

石見地域振興部	石見地域振興課
商工観光部	商工観光課、観光振興スタッフ

を

」

「

石見地域振興部（地域・商工・観光）	石見地域振興課、商工観光課、観光振興スタッフ
-------------------	------------------------

に改める。

」

第22条第6項の表石見地域振興部の項中「石見地域振興部」を「石見地域振興部（地域・商工・観光）」に改め、同項に次の11号を加える。

- (5) 貿易の振興に関する事。
- (6) 地場産業の振興に関する事。
- (7) 中小企業の経営革新等の支援に関する事。
- (8) 企業の誘致に関する事。
- (9) 中小企業等への融資制度に関する事。
- (10) 高度化資金貸付事業等に係る診断助言に関する事。
- (11) 貸金業に関する事。
- (12) 商業の振興に関する事。
- (13) 雇用政策に関する事。
- (14) 事業承継の支援に関する事。
- (15) 観光の振興に関する事。

第22条第6項の表商工観光部の項を削る。

第36条第3項の表出雲保健所の部総務保健部の項中「医事・難病支援課」の次に「、医療スタッフ」を加え、同表浜田保健所の部環境衛生部の項中「、検査課」を削り、同条第4項の表環境衛生部の項中第31号を削り、第32号を第31号とし、同項に次の1号を加える。

- (32) 住宅宿泊事業に関する事。

第37条第2項に次のただし書を加える。

ただし、感染症疫学部石見感染症科は、浜田市に置く。

第37条第3項の表感染症疫学部の項中「ウイルス科」の次に「、石見感染症科」を加える。

第46条第2項の表西部農林水産振興センターの部益田家畜衛生部の項中「家畜衛生課」の次に「、防疫調整スタッフ」を加える。

第47条第2項に次のただし書を加える。

ただし、技術普及部西部普及調整課及び西部普及指導課は、浜田市に置く。

第47条第3項の表技術普及部の項中「普及調整課、有機農業普及課、農産技術普及課、水田園芸技術普及課、産地支援技術普及課、畜産技術普及課」を「東部普及調整課、東部普及指導課、西部普及調整課、西部普及指導課」に改め、同表

栽培研究部の項中「業務推進スタッフ、」を削り、「有機農業科、産地支援科」を「果樹園芸科、特産園芸科」に改め、同表資源環境研究部の項中「土壌環境科」の次に「、有機農業科」を加え、同条第5項の表資源環境研究部の項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 有機農産物の栽培技術及び流通技術の試験研究に関すること。

第51条第3項中「畜産技術センター又は」を削り、同項の表総務企画部の項中「、畜産技術普及課」を削る。

第57条第3項中「観光定住スタッフ」を「観光移住スタッフ」に改める。

第61条第2項の表技術第一部の項中「木質材料科、有機材料科、無機材料・化学科」を「化学材料科、化学応用科」に改め、同表技術第二部の項中「、機械技術科」を削る。

第64条第2項の表松江県土整備事務所の部農林工務部の項中「農村整備課」を「基盤整備推進スタッフ、農村整備課」に改め、「、ほ場整備第三課」を削り、同表雲南県土整備事務所の部維持管理部の項中「管理課」を「管理第一課、管理第二課」に改め、同表浜田県土整備事務所の部農林工務部の項中「農村・防災課、農道整備課」を「農村整備課、農道・防災課」に改め、同表益田県土整備事務所の部維持管理部の項中「管理第一課」を「ダム管理スタッフ、管理第一課」に改め、同条第4項の表雲南県土整備事務所仁多土木事業所の項中「業務管理課、維持課」を「業務課、維持管理課」に改め、同条第6項中「業務課」の次に「及び施設課」を加える。

第69条第2項の表中

芸術文化センター	副センター長	センター長を補佐する。
東京事務所	副所長	所長を補佐する。

を

芸術文化センター	副センター長	センター長を補佐する。
西部県民センター	副所長	所長を補佐する。
東京事務所		

に改める。

第71条第1項の表法律によるものの部中

薬事衛生課	を	薬事衛生課	に改める。
感染症対策室			

第71条第1項の表条例によるものの部島根県子ども・子育て支援推進会議の項中「機関」の次に「並びにこども基本法（令和4年法律第77号）第13条第3項の規定に基づく協議会」を加える。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

訓 令**島根県訓令第 3 号**

本 庁
地方機関

島根県職員服務規程（昭和46年島根県訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

島根県知事 丸 山 達 也

様式第 1 号の 3 中「養育するために深夜勤務の制限」の次に「又は時間外勤務の制限」を加える。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第 9 号

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等組織規則（昭和43年島根県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項の表中

「

教育指導課	義務教育推進室、幼児教育推進室、地域教育推進室、子ども安全支援室
-------	----------------------------------

」

を

「

学校教育課	義務教育推進室、幼児教育推進室、子ども安全支援室
教育連携推進課	教育 D X 推進室

」

に改める。

第 7 条の表学校企画課の項中第17号を削り、第18号を第17号とし、同表教育指導課の項を次のように改める。

学校教育課

- (1) 高等学校の教育に係る指導に関すること。
- (2) 高等学校の教育課程、学習指導及び進路指導に関すること。
- (3) 高等学校の教科用図書その他の教材の取扱いに関すること。
- (4) 高等学校の教育職員及び県費負担教職員の研修に関すること。
- (5) 公立高等学校の入学選抜に関すること。
- (6) 高等学校の生徒の学力の育成に関すること。

- (7) キャリア教育の推進に関すること。
- (8) 心の教育の推進に関すること。
- (9) 教育センターに関すること。
- (10) 小中学校等の教育に係る指導及び助言に関すること（義務教育推進室）。
- (11) 小中学校等の教育課程、学習指導及び進路指導に関すること（義務教育推進室）。
- (12) 小中学校等の教科用図書その他の教材の取扱いに関すること（義務教育推進室）。
- (13) 小中学校等の児童及び生徒の学力の育成に関すること（義務教育推進室）。
- (14) 幼稚園の教育に係る指導及び助言に関すること（幼児教育推進室）。
- (15) 幼児期における養育及び教育環境の支援に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）（幼児教育推進室）。
- (16) 幼児期における教育と小学校の教育の連携の推進等に関すること（幼児教育推進室）。
- (17) 県立学校及び小中学校等の生徒指導に関すること（子ども安全支援室）。
- (18) 県立学校及び小中学校等の学校安全に関すること（子ども安全支援室）。
- (19) 産業教育の推進に関すること。
- (20) 前各号に掲げるもののほか、高等学校及び小中学校等に係る教育指導に関すること。

第7条の表特別支援教育課の項の前に次の1項を加える。

教育連携推進課

- (1) 県立高校の教育魅力化に関すること。
- (2) 地域教育の推進に関すること。
- (3) 県立高校及び小中学校等と地域との連携・共同体制に関すること。
- (4) 県立高校と県内大学との連携に関すること。
- (5) ICT活用教育の環境整備に関すること（教育DX推進室）。
- (6) 島根県GIGAスクール構想の推進に関すること（教育DX推進室）。
- (7) IT人材育成に向けた教育の推進に関すること（教育DX推進室）。
- (8) 県立学校の情報化推進及び小中学校等の校務情報化に係る助言に関すること（教育DX推進室）。

第9条第1項の表中「教育指導課」を「学校教育課」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

次の表の左欄に掲げる教育事務所の内部組織として、それぞれ同表右欄に掲げる課及びスタッフを置く。

教育事務所	課及びスタッフ
松江教育事務所 浜田教育事務所 益田教育事務所 隠岐教育事務所	総務課、学校教育スタッフ及び社会教育スタッフ
出雲教育事務所	総務課、総務企画スタッフ、学校教育スタッフ及び社会教育スタッフ

第31条第1項の表島根県総合教育審議会の項の次に次のように加える。

島根県教育職員免許状再授与審査会	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第22条第2項の規定により、特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に関し意見を述べる事務	学校企画課
------------------	---	-------

第31条第1項の表島根県産業教育審議会の項から島根県生徒指導審議会までの項中「教育指導課」を「学校教育課」に改める。

第31条第1項の表社会教育委員の項中「社会教育委員」を「島根県社会教育委員の会」に改め、同表生涯学習審議会の

項中「生涯学習審議会」を「島根県生涯学習審議会」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

島根県教育委員会訓令第1号

本 庁
教 育 事 務 所
埋蔵文化財調査センター
教 育 機 関
県 立 学 校

島根県教育委員会公文書管理規程（平成23年島根県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

別表第1中

「

教育指導課	島教指
-------	-----

」

を

「

学校教育課	島教教
教育連携推進課	島教連

」

に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

教 育 長 訓 令

島根県教育委員会教育長訓令第1号

本 庁
出先機関
県立学校

教育事務決裁規程（昭和45年島根県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

別表第1中「第3条関係」を「第3条・第3条の2関係」に改める。

別表第2中「第3条関係」を「第3条・第3条の2関係」に改め、同表教育指導課の項中「教育指導課」を「学校教育課」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。